

保育士さんの就職を 応援します!!



保育士就職支援資金のご案内

無利子でお貸しします!

ただし返還期間を過ぎると延滞利息が発生します。

	1.未就学児をもつ保育士に対する 保育料の一部貸付	2.就職準備金貸付
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ①未就学児をもつ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方 ②県内の保育所等で雇用されている未就学児をもつ保育士で、産後休暇または育児休業から復帰する方 	潜在保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方 (保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けた方は除く)
貸付条件※1	保育所等での勤務 (週20時間以上) かつ未就学児の保育所等の利用	保育所等での勤務 (週20時間以上)
貸付限度額	保育料の半額 (月額2万7千円以内)	40万円以内※2
貸付期間	1年間	1回限り

※1 勤務開始時点から貸付条件を満たしている必要があります。

※2 貸付限度額は、年度により変動する場合があります。



**県内の保育所等において、保育士として2年間従事すると
全額返還免除になります。** ※対象や貸付条件、免除要件の「保育所等」については裏面をご覧ください。

岐阜県保育士就職支援資金とは、県内の保育士の離職防止や潜在保育士（保育士資格を有するが、保育士として勤務していない方）の就職支援を目的に資金を貸付け、保育人材確保及び定着を図るものです。

保育士就職支援資金貸付制度を利用できる施設(※保育所等)

- ア 保育所
- イ 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設
- ウ 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設
- エ 認定こども園
- オ 家庭的保育事業であって、市町村が行うもの及び認可を受けたもの
- カ 小規模保育事業であって、市町村が行うもの及び認可を受けたもの
- キ 居宅訪問型保育事業であって、市町村が行うもの及び認可を受けたもの
- ク 事業所内保育事業であって、市町村が行うもの及び認可を受けたもの
- ケ 病児保育事業であって、県又は岐阜市に開始届出を行ったもの
- コ 一時預かり事業であって、県又は岐阜市に開始届出を行ったもの
- ク 山間地その他の地域において特例保育を実施する施設
- シ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
- ス 企業主導型保育事業

県内の上記の施設で2年間継続して保育士業務に従事した場合、貸付金の全額が返還免除になります。

申請方法

岐阜県社会福祉協議会のホームページ等で申請書入手し、市町村保育担当窓口で貸付制度を利用可能な施設であるか事前確認を経てから当センターに申請してください。

募集期間

締切日までに申請があった場合は審査の後、送金月に届出口座に送金いたします。

1. 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

	申請締切日	送金月(予定)
第1期	6月末	7月
第2期	9月末	10月
第3期	12月末	1月
第4期	2月末	3月

申請には期限があります。
詳しくは岐阜県社会福祉協議会のホームページで確認していただくか、当センターまでお問い合わせください。

2. 就職準備金貸付 毎月末締切、翌月末送金(予定)



岐阜県「社協キャラクター」
ともにん

社会福祉法人
岐阜県社会福祉協議会
岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館3階

TEL.058-201-1564(研修・貸付担当)
ホームページ <https://www.winc.or.jp/>

- JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス「県庁経由」OKBふれあい会館下車 徒歩1分
- JR西岐阜駅より西ぎふくぐるバス「福祉・農業会館南」下車

